

## 10 障害者自立支援法施行に向けての児童相談所の対応について

# 1 措置と契約の取扱いについて

障害児施設における児童福祉法第27条第1項第3号措置の適用について

原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合については、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

## 2 実施主体の考え方について

### 障害児施設給付費における給付の実施者について

- 給付を実施する者は保護者の居住する都道府県を原則とする。なお現在、すでに入所している障害児については、現在措置を行っている都道府県が行う。

